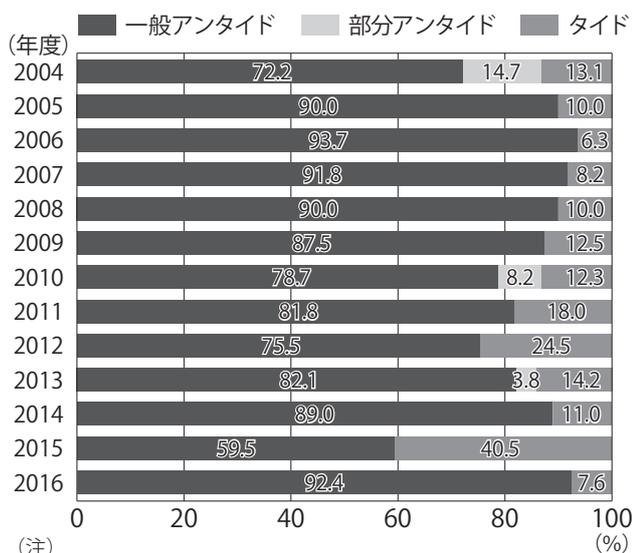


第7節 有償資金協力

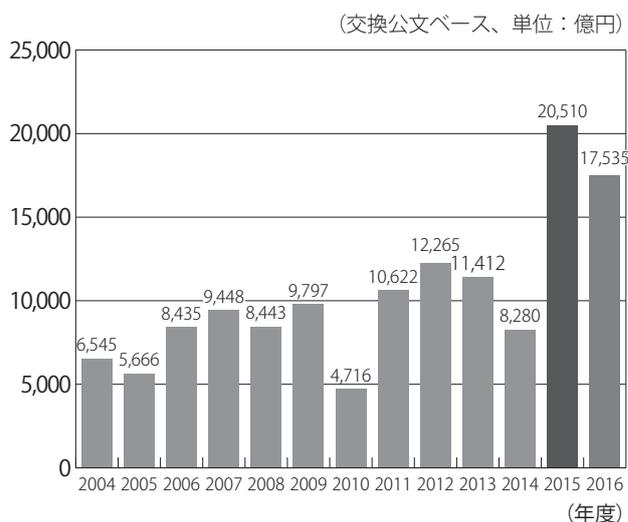
1 実績

図表26 円借款の調達条件の推移



(注) ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表27 円借款供与実績の推移（債務救済を除く）



図表28 2016年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国

(交換公文ベース、単位：億円)

順位	国名	供与金額累計
1	インド	53,128.85
2	インドネシア	49,360.09
3	中国	33,164.86
4	フィリピン	27,374.88
5	ベトナム	27,047.92
6	タイ	24,036.84
7	バングラデシュ	13,734.38
8	スリランカ	10,688.41
9	ミャンマー	10,127.95
10	パキスタン	9,922.83
11	マレーシア	9,760.38
12	エジプト	7,613.73
13	トルコ	6,971.80
14	イラク	6,891.74
15	韓国	6,455.27
16	ペルー	4,439.38
17	ブラジル	4,163.59
18	ケニア	3,803.19
19	パナマ	3,133.92
20	モロッコ	3,116.09
21	チュニジア	3,045.01
22	ヨルダン	2,826.59
23	ウズベキスタン	2,766.30
24	メキシコ	2,295.68
25	ウクライナ	1,742.54
26	シリア	1,563.05
27	パラグアイ	1,561.57
28	ガーナ	1,363.30
29	アフリカ開発銀行*1	1,280.90
30	モンゴル	1,259.44

(注) ・1996年よりの累計。
・債務救済を除く。
*1 円借款の供与対象には、政府・政府機関と共に国際機関も含む。

図表29 2016年度円借款供与額上位10か国

(交換公文ベース、単位：億円)

順位	国名	供与金額合計
1	インド	3,713.45
2	パナマ	2,810.71
3	バングラデシュ	1,735.38
4	タイ	1,668.80
5	ミャンマー	1,358.08
6	ベトナム	1,321.42
7	エジプト	905.07
8	インドネシア	739.88
9	ボリビア	614.85
10	マダガスカル	452.14

(注) ・債務救済を除く。

図表30 円借款実績

1. 地域別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

地域	年度		2012		2013		2014		2015		2016	
	金額	構成比	金額	構成比								
アジア	10,548	86.0	8,746	76.6	6,241	75.4	14,359	70.0	11,423	65.1		
(うちASEAN)	(4,791)	(39.1)	(4,279)	(37.5)	(2,671)	(32.3)	(7,860)	(38.3)	(5,413)	(30.9)		
サブサハラ・アフリカ	472	3.8	614	5.4	746	9.0	1,763	8.6	1,156	6.6		
中南米	211	1.7	855	7.5	405	4.9	50	0.2	3,426	19.5		
中東・北アフリカ	901	7.3	1,139	10.0	789	9.5	2,527	12.3	1,531	8.7		
欧州	—	—	59	0.5	100	1.2	1,496	7.3	0	0.0		
大洋州・その他	133	1.1	—	—	—	—	315	1.5	0	0.0		
合計	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100	17,535	100		

(注)

- ・アフリカ地域の実績には、政府、政府機関等と共に円借款の供与対象となっている国際機関(アフリカ開発銀行)向け円借款を含む。
- ・四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

2. 形態別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

形態	年度		2012		2013		2014		2015		2016	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
プロジェクト	9,744	79.4	10,005	87.7	7,965	96.2	18,792	91.6	16,619	94.8		
ノン・プロジェクト	2,521	20.6	1,407	12.3	315	3.8	1,718	8.4	916	5.2		
商品借款	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
構造調整融資等	2,521	20.6	1,407	12.3	315	3.8	1,718	8.4	916	5.2		
合計	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100	17,535	100		

(注)

- ・四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。
- ・ツーステップローンは、「プロジェクト」の形態に含めている。ツーステップローン(開発金融借款)とは、第1段階として資金を開発途上国の開発金融機関に対して直接、あるいは途上国政府を通して供与し、第2段階として、途上国の開発金融機関がさらに途上国内の中小企業や農業部門に貸し出す方式の借款の供与形態のこと。

3. 調達方式別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

調達方式	年度		2012		2013		2014		2015		2016	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般アンタイド	9,266	75.5	9,366	82.1	7,371	89.0	12,195	59.5	16,194	92.4		
タイド	2,999	24.5	2,046	17.9	909	11.0	8,315	40.5	1,341	7.6		
部分アンタイド	—	—	430	3.8	—	—	—	—	—	—		
二国間タイド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
日本タイド	2,999	24.5	1,617	14.2	909	11.0	8,315	40.5	1,341	7.6		
合計	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100	17,535	100		

(注)

- ・四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

4. 平均条件(債務救済を除く)

(交換公文ベース)

平均条件	年度	2012	2013	2014	2015	2016
金利 (%)		0.49	0.58	0.34	0.31	0.35
償還期間 (年)		35.9	33.6	35.3	35.4	30.3
据置期間 (年)		9.8	9.3	9.2	9.4	8.6
グラント・エレメント (G.E.) (%)		80.64	77.78	80.02	82.12	78.32

5. 所得段階別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

所得段階	2012		2013		2014		2015		2016	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
後発開発途上国 (LDCs)	3,961	32.3	1,116	9.8	2,576	31.1	4,079	19.9	4,306	24.6
(うち貧困国)	(3,883)	(31.7)	(965)	(8.5)	(2,576)	(31.1)	(3,694)	(18.0)	(2,212)	(12.6)
(うち貧困国以外)	(78)	(0.6)	(151)	(1.3)	—	—	(385)	(1.9)	(2,094)	(11.9)
貧困開発途上国	277	2.3	—	—	321	3.9	497	2.4	0	0.0
低所得開発途上国	5,644	46.0	6,034	52.9	3,493	42.2	5,622	27.4	5,319	30.3
中所得開発途上国	1,962	16.0	2,848	25.0	1,004	12.1	7,750	37.8	2,859	16.3
中進国	421	3.4	329	2.9	579	7.0	1,754	8.6	2,241	12.8
その他	—	—	1,085	9.5	307	3.7	809	3.9	2,811	16
合計	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100	17,535	100

(注)

- ・「その他」の実績には、政府、政府機関等と共に円借款の供与対象となっている国際機関(アフリカ開発銀行)向け円借款を含む。
- ・四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

6. 分野別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、単位:億円、%)

分野	2012		2013		2014		2015		2016	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(農林水産業)	191	1.6	198	1.7	1,218	14.7	47	0.2	1,400	8.0
農林業	—	—	114	1.0	99	1.2	47	0.2	758	4.3
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
灌漑・治水	191	1.6	84	0.7	1,119	13.5	—	—	641	3.7
(鉱工業)	451	3.7	395	3.5	307	3.7	409	2.0	0	—
鉱業	451	3.7	—	—	—	—	—	—	0	—
工業	—	—	395	3.5	307	3.7	409	2.0	0	—
(経済インフラ)	6,617	54.0	8,064	70.7	4,657	56.2	14,707	71.7	13,134	74.9
陸運	4,229	34.5	4,413	38.7	990	12.0	8,360	40.8	10,402	59.3
海運	218	1.8	958	8.4	321	3.9	890	4.3	779	4.4
航空	108	0.9	351	3.1	—	—	1,274	6.2	0	—
電力	1,945	15.9	2,342	20.5	2,867	34.6	4,183	20.4	1,953	11.1
ガス	—	—	—	—	236	2.8	—	—	0	—
通信	117	1.0	—	—	242	2.9	—	—	0	—
(社会インフラ)	1,851	15.1	856	7.5	1,284	15.5	2,643	12.9	2,086	11.9
(構造調整)	2,521	20.6	1,407	12.3	315	3.8	1,718	8.4	916	5.2
(その他)	634	5.2	492	4.3	500	6.0	986	4.8	0	—
合計	12,265	100	11,412	100	8,280	100	20,510	100	17,535	100

〈主な対象分野の内容〉

農林業:農業総合開発、林業

灌漑・治水:灌漑、治水、洪水制御

工業:肥料工場、製鉄所(中小企業向けツーステップローン<開発金融借款>を含む)

海運:港湾建設、船舶

電力:水力、火力、地熱発電、送電線

通信:電話網整備、マイクロウェブ施設

・四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

水産業:魚業基地整備

鉱業:石油開発、鉱山開発

陸運:道路、鉄道、橋梁建設

航空:空港建設

ガス:ガス開発

社会インフラ:上下水道整備、医療施設、教育施設、環境、消防等

その他:輸出促進 他

7. 債務救済実績

(交換公文ベース、単位:億円)

形態	年度	2012	2013	2014	2015	2016
	金額	金額	金額	金額	金額	
債務免除		1,153	2,147	—	—	—

(注)

- ・JICA円借款(ODA債権)の免除実績

2 事業の概要

① 円借款

1. 事業の目的等

円借款は、開発途上国・地域（含む国際機関）に対し、開発事業の実施や、経済安定に関する計画の達成に必要な資金を低金利かつ返済期間の長い緩やかな貸付条件で貸し付けるものである。

開発途上国・地域の経済社会発展には、その土台としての経済社会インフラ整備が不可欠であり、経済社会インフラ整備には開発資金が必要であるが、開発途上国・地域自身では十分な資金を確保できない場合がある。また、アジア通貨危機などで見られたように、経済困難に陥った国については経済安定のための資金も必要である。

円借款は、このような資金需要に長期・低利の緩やかな条件で対応するものであり、返済義務を課す借款という形での援助を行うことにより、開発途上国・地域の開発に対する主体性（オーナーシップ）を高め、開発途上国が自らの力で自立するための自助努力を支援するという大きな意義を有する。そのことに加え、供与先の国との間で債権債務関係を設定することで、その国との長期にわたる安定的な関係の基礎となるという外交政策上の重要な役割を担っている。

2. 事業の手続き

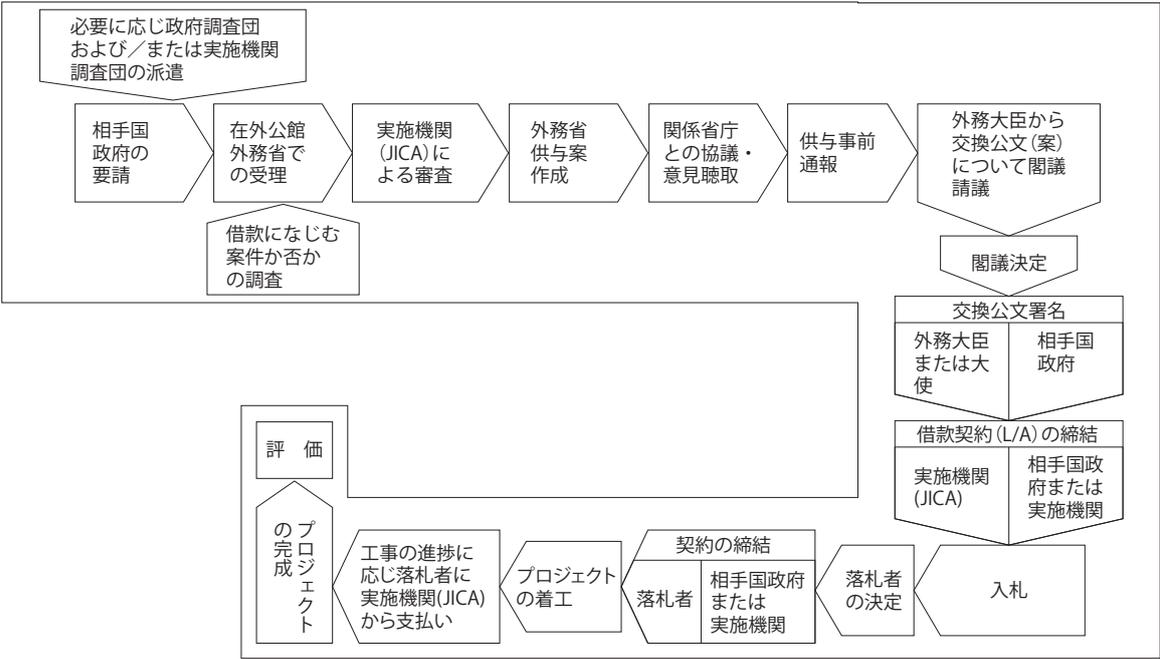
● 審査・決定プロセス

主として在外公館を通じて行われる開発途上国政府（機関）からの要請に基づき、外務省が中心となり、財務省、経済産業省等関係省庁およびJICAと協議しつつ計画の内容の適切性および達成の見込み等についての検討が行われる。

必要に応じて政府調査団の派遣による相手国政府（機関）との協議を経た後、原則としてJICAの審査ミッションが派遣され、相手国政府、実施機関等との協議、調査等を行う。JICAによる審査の結果を踏まえて借款供与額、条件等が決定され、その内容が相手国政府（機関）に事前通知される。

続いて、政府間で交換公文が締結され、それを受けて、JICAと相手国（機関）等借入人との間で借款契約の調印が行われる。

円借款案件においては、通常、設計、入札補助等のためにコンサルタントが借入国側によって雇用されるが、その場合は、国際的に行われている選定方法（ショートリスト方式^{注1}等）によって選定される。続いて、プロジェクトに必要な資機材・サービスが、原則として、国



注1: コンサルタント雇用に際し、3~5社のコンサルタントを指定してプロポーザルを提出させ、それを評価してその中の1社を選定し、契約する方式。

際競争入札によって調達される。なお、こうした調達は、借入国の責任においてJICAが公表しているガイドラインに沿って行われることになっているが、JICAは、調達の各段階において、必要に応じて調達手続の確認を行い、経済性、効率性、透明性および非差別性の確保の原則に従った調達の確保を図っている。

借款資金の貸付は、事業の進捗に応じて、実際に資金需要が発生したときに行われる。

プロジェクトの実施主体はあくまで借入国側であるが、JICAはその円滑な実施に向け、必要に応じて適宜助言等を行って協力している。このような実施管理の重要性は年々高まっており、事業の効果的な実施のために特に必要と判断される場合には、追加的、補足的調査や技術支援を行うことがある。

プロジェクトの完成後は事後評価を実施し、そこから得られた教訓を日本政府、JICA内部、および相手国政

府、実施機関にフィードバックし、その後のプロジェクトの形成、調査、実施および事後監理に役立てる。また、完成したプロジェクトの効果の持続あるいは一層の向上のために、借入国の求めに応じ調査や技術支援を行うことがある。

3. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(借款契約<L/A>ベース、単位:億円)

年 度	承諾額	実行額	回収額
2015	20,745	9,700	6,960
2016	14,674	8,790	7,003
累 計	347,647	254,211	131,680

(注)

- ・ JICA分。承諾額、実行額については、債務救済分を除く。回収については債務救済による利息の元利分を含めている。
- ・ 輸銀借款は含まれない。

② 海外投融資

1. 事業の目的等

海外投融資は、開発途上国・地域での開発事業を担う日本または開発途上国・地域の法人等に対し、開発事業の実施に必要な資金を融資または出資するものである。

民間企業が開発途上国・地域で開発事業を行う場合、様々なリスクがあり、また高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件（インフラ・成長加速化、持続可能な開発のための2030アジェンダ・貧困削減、気候変動対策分野）に融資または出資することにより、開発途上国・地域の経済社会開発を支援するものである。

日本または開発途上国・地域の法人等に対する融資または出資のほか、多国間協定に基づいて設立されたファンドや国際機関の中に設けられたファンドへの出資も行っている。

2. 事業の手続き

日本または開発途上国・地域の法人等からのJICAに対する申請に基づき、JICAにおいて案件について検討した上で、外務省、財務省および経済産業省ならびに外部有識者による海外投融資委員会に対して、案件の概要や審査方針等の説明を行う。

その後、JICAにおける二度の審査および案件実施につ

いてのホスト国政府等に対する事前の通知を行い、外務省、財務省および経済産業省ならびに海外投融資委員会における審査結果の検討を経て、出融資の承諾を行う。

3. 最近の実績

● 承諾、実行および回収実績

(単位:億円)

年 度	承諾額	実行額	回収額
2014	21	6	250
2015	1,864	15	8
2016	184	257	4
累 計	7,318	5,006	4,291

(注)

- ・ 承諾額および実行額は、債務救済分を除く。

● 海外投融资地域別承諾額

(単位:上段;億円、下段カッコ内;%)

地域 \ 年度	2015	2016	累 計
アジア	39 (2.1)	147 (79.9)	2,606 (35.6)
中東・ 北アフリカ	— —	34 (18.5)	476 (6.5)
サブサハラ・ アフリカ	— —	3 (1.6)	326 (4.5)
中南米	— —	— —	1,450 (19.8)
大洋州	— —	— —	111 (1.5)
欧州	— —	— —	25 (0.3)
その他	1,824 (97.9)	— —	2,324 (31.8)
合 計	1,864 (100)	184 (100)	7,318 (100)

(注)

- ・債務救済分を除く。
- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・「その他」には複数の地域を対象とするファンドへの出資が含まれる。